

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長
(各市町村立学校長)

北海道教育庁教育部長 志 田 篤 俊

夏季休業に向けての児童生徒の指導等について(通知)

夏季休業は、児童生徒が学校を離れて、家庭や地域を中心とした生活を送る中で、自主的・自律的に生きる力を身に付けるためのよい機会であり、また、自然体験活動やボランティア活動などの様々な体験を通して、他者に対する思いやりの心の大切さや生命の尊さを実感することができるなど、豊かな人間性を培う上でも有意義なものであります。

一方、本年度においては、新型コロナウイルス感染症対策に伴う生活環境の変化により、児童生徒は様々な不安やストレスを抱えているものと考えられます。

また、長期休業中は、児童生徒の生活が不規則になり、問題行動や不慮の事故につながることも懸念されることから、問題行動等の未然防止に万全を期すことが求められております。

については、各学校において夏季休業を迎えるに当たり、別記の事項に留意の上、地域の実情に応じて児童生徒が有意義に過ごすことができるよう十分な指導を行うとともに、家庭や地域の関係機関・団体等との緊密な連携の下に、事故防止について万全を期すようお願いいたします。

なお、本年度については、次の事項に特に留意の上、指導をお願いします。

記

1 家庭における見守りの促進及び相談窓口の周知

学校の長期休業明けにかけて、18歳以下の自殺が増加する傾向にあることから、保護者に対して、夏季休業中の家庭での児童生徒の見守りを促すとともに、児童生徒の悩みや相談を広く受け止めることができるよう、夏季休業開始前に、「子ども相談支援センター」をはじめとする相談窓口の周知を積極的に行うこと。

2 児童虐待の防止対策、早期発見・早期対応

児童生徒の安全確保を最優先に、各学校において、児童虐待の早期発見・早期対応、被害を受けた児童生徒の保護等の適切な対応を行うこと。

その際、平成31年2月14日付け事務連絡「児童虐待防止対策に関する取組について」及び文部科学省が令和2年6月に改訂した「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」を活用すること。

学校教育局生徒指導・学校安全課企画・調整係
学校教育局生徒指導・学校安全課生徒指導(問題行動等)係
学校教育局生徒指導・学校安全課生徒指導(学校安全)係
生涯学習推進局生涯学習課社会教育係
生涯学習推進局生涯学習課読書推進係
学校教育局高校教育課高校教育指導係
学校教育局高校教育課キャリア教育指導係
学校教育局義務教育課義務教育指導係
学校教育局義務教育課学力向上推進係
学校教育局義務教育課子ども地域支援係
学校教育局特別支援教育課特別支援教育指導係
学校教育局健康・体育課健康・体育指導係
教職員局教職員課部活動対策推進係

別記

1 夏季休業中の生活に関する指導等について

(1) 規律ある生活に向けた指導

- ・児童生徒が生活の目標や計画を自主的に立て、規律ある生活を送ることができるよう、生活リズムチェックシートや各種リーフレットを活用するなどして指導すること。
- ・児童生徒が継続的に取り組むことができる宿題や、学校等における補充的学習サポートの機会を提供するほか、保護者に対し、家庭でのルールや目安（勉強する時間、運動の時間、テレビやゲームの時間等）を決め、守るよう子どもと話し合うことなどについて働きかけること。
- ・夏季休業中の生活の心得を作成する場合には、児童生徒の意見や保護者の考え方、地域社会の実情等を踏まえた上で、学校の指導方針を明確にし、保護者や地域住民等に広く理解と協力が得られるよう努めること。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策について

- ・文部科学省作成資料「新型コロナウイルス感染症対策～『新しい生活様式』を踏まえた家庭での取組～」を参考に、家庭と連携して「新しい生活様式」の実践を促すこと。

(3) 児童生徒の悩み等への対応

- ・児童生徒との面談を通して、悩み等の早期発見に努めるとともに、必要に応じて休業期間を利用して家庭訪問を行うなど、児童生徒の実態を踏まえ適切に指導・援助すること。

(4) 体験活動等への参加の奨励

- ・青少年体験活動支援施設等の関係機関・団体等と連携を図り、児童生徒が自然体験活動やボランティア活動、親子の共同体験活動、異世代との交流活動等への積極的な参加を奨励すること。
- ・部活動休養日の趣旨を踏まえ、生徒が多様な人々と触れ合い、様々な体験をするよう働きかけること。

(5) アルバイト就労に関する指導

- ・アルバイトを行う場合には、必ず学校への届出を行わせ、保護者や関係者と連携し、職種や就労時間の確認など、就労際の安全確保や問題行動の防止等について指導すること。

2 夏季休業に向けた問題行動等の未然防止及び安全確保等の徹底について

(1) 命を大切にす指導の徹底

- ・児童生徒が不安や悩みを抱えている場合に、自ら誰かに相談したり助けを求めたりすることや、ストレスに対処することができるよう指導すること。
- ・自他の命やそれぞれの尊さを理解させるための指導を行うとともに、様々な悩みによる自殺の防止に向けて、教育相談、家庭における保護者の見守りの促進、相談窓口の周知等の自殺予防に係る取組を確実に実施すること。
- ・児童生徒に自殺を企図する兆候がみられた場合は、特定の教職員で抱え込まず、保護者、医療機関等と連携しながら組織的に対応すること。

(2) インターネット上のトラブルの未然防止

- ・コミュニティサイトやSNS等の不適切な利用による性犯罪や誘拐等の被害や、インターネット上のいじめ等のトラブルの未然防止に向け、インターネット等を通じた有害情報の危険性やその対応策、インターネット等の安心・安全な利用についての指導を徹底すること。
- ・児童生徒が保持するスマートフォン等にはフィルタリングの設定や、インターネットの利用に関する家庭でのルールづくりについて、保護者等に注意喚起すること。

(3) いじめの未然防止、早期発見・早期対応

- ・保護者や地域住民等と連携を図り、児童生徒の交友関係や生活の状況を把握するなどして、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努めること。
- ・校内及び校外におけるいじめの相談や通報を受け付ける窓口の周知や、いじめを受けたり、発見したりした場合に、周囲に援助を求めることの大切さを理解させる指導を確実に行うこと。
- ・学校は、児童生徒から相談や通報を受けた際に、「学校いじめ対策組織」を中心に組織的な対応がとれる体制整備に努めること。

(4) 部活動等における事故の防止

・休業中の部活動等は、児童生徒の体調やバランスのとれた生活などに十分配慮し、適切な休養日及び活動時間を設定するとともに、特に運動部活動においては、その種目の特性を踏まえ、種目特有の危険性に配慮した適切な練習内容を設定すること。

(5) 犯罪（触法）行為、不良行為等の未然防止

・盗撮やわいせつ、窃盗、器物損壊、暴力行為、特殊詐欺等の犯罪（触法）行為や、夜遊び、飲酒、喫煙等の不良行為等の未然防止に向け、人間としての倫理観や規範意識等を育成するとともに、家庭や地域と連携して児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導の充実を図ること。

(6) 薬物乱用の防止

・児童生徒に薬物の有害性や危険性に関する正しい知識を身に付けさせ、「薬物には絶対に手を出さない」意識を醸成するよう指導すること。

(7) 警察等、関係機関との連携

・学校だけでは対応することができない児童生徒の問題行動等に適切に対応するため、家庭や地域、児童相談所、警察、PTAなどの関係機関・団体等との一層の連携を図ること。
・児童虐待の防止及び早期発見・早期対応に努め、児童虐待の疑いがある場合には、児童相談所等に対して速やかに通告すること。

(8) 児童生徒の安全確保

・警察など関係機関と連携し、不審者等の情報を入手した際の連絡体制を整備すること。
・痴漢や性的な暴力等の被害者とならないように、児童生徒が様々な危険について理解し、自ら危険を予測し回避できるよう指導すること。
・災害から命を守るため、平常時から実際に災害が発生したときの備えや安全な行動ができるよう指導すること。

(9) 水難事故の防止

・海岸や河川付近等の野外におけるレジャー等については、危険な場所に絶対に立ち入らないことや天候の急変に十分注意することについて指導すること。
・児童生徒が個人やグループで水泳や水遊びに出かける時は、必ず保護者や水泳の熟練者と同行することや、危険な場所には絶対に立ち入らないよう指導すること。
・海水浴場に指定されていない場所や遊泳禁止場所では、絶対に遊泳しないよう指導すること。

(10) 交通事故の防止

・「学校安全読本」（平成22年 北海道教育委員会）等を活用し、交通法規の遵守や道路の安全な歩行について指導すること。
・小学校が実施する行事等の機会に、小学校と幼稚園等とが連携した交通安全に関する指導や保護者への啓発資料の配布などの取組を行うこと。
・他人の乗用車や二輪車に安易に同乗しないことや無免許運転をしないこと、ヘルメット着用等の自転車の安全な利用や事故による損害賠償責任の発生など、万が一の事態を想定した万全の備えを講じるよう指導すること。
・交通事故の当事者となった場合に、直ちに負傷者を救護するとともに、事故の概要を警察へ通報するなど適切に対処することについて指導すること。

(11) 野外活動等における事故の防止

・児童生徒が登山、キャンプ等に参加する場合、実施前に保護者の承諾を得た上で、必ず学校に届け出るよう指導すること。
・事故の未然防止を図るため、責任ある立場の成人の引率の下、気象条件などに十分配慮し、年齢・体力に見合った無理のない計画で実施するよう指導すること。

(12) 花火による事故の防止

・花火（がん具煙火）を取り扱う場合には、迷惑にならない場所、時間、後始末などのマナーや、花火に表示されている取扱い上の禁止事項等を厳守するよう指導すること。
・家庭における児童生徒のライターの取扱いについて保護者へ注意喚起するとともに、火の取扱いについて児童生徒に指導すること。

3 保護者、地域社会等との連携による青少年健全育成活動の推進について

北海道警察による「青少年の非行・被害防止道民総ぐるみ運動強調月間」（令和2年7月1日～7月31日）及び北海道暴力追放センターによる「夏の暴力追放運動」（令和2年7月21日～8月20日）については、家庭、地域社会等との連携を図り、これらの活動が効果的に進められるよう配慮すること。

- 参考通知等は、次のURLからダウンロードできます。

「長期休業に向けての児童生徒の指導等について」

<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/choukitsuuchi.htm> →



<参照>

- 子ども相談支援センター

<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/ijimedenwasoudan.htm>

- ・電話相談 0120-3882-56
- ・メール相談 doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp



- ほっかいどうこどもライン相談（高校生対象）

<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/snssoudan.htm>

